

山口県障害者差別解消条例検討委員会設置規程

令 3 障害者支援第 6 1 7 号

令和 3 年(2021 年) 1 1 月 1 0 日

(設置目的)

第 1 条 障害及び障害者に対する県民の理解を深め、障害を理由とする差別の解消を推進するため、その基本理念や県の責務、県民及び事業者の役割等を定める条例（以下「条例」という。）の制定に向けて、広く障害当事者や学識経験者等からの意見聴取及び意見交換を行うことを目的に、山口県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり推進会議の専門分科会として、山口県障害者差別解消条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 条例に盛り込むべき項目や内容に関すること
- (2) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 1 0 人以内で組織する。

- 2 委員は、障害福祉施策に関し専門性を有する学識経験者、弁護士、障害者団体、事業者団体、福祉関係団体、市町障害福祉担当課から選任する。
- 3 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は再任されることができる。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総務する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(運営)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めてその意見を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、健康福祉部障害者支援課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 1 月 1 0 日から施行する。